（準用）

第八条の二の二　第一条の三及び第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二条（第二項を除く。）、第三条の三第四項、第三条の四第一項、第三条の六から第三条の八まで、第三条の九（第二項を除く。）、第三条の十二、第三条の十三第二項、第四条（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の三の二、第四条の四、第四条の五の二、第四条の八（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の九、第四条の十二の二、第四条の十六並びに第四条の十六の三の規定は、法第十八条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の三の見出し（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認申請書	
第一条の三第一項、第一条の四及び第三条の三第四項	法第六条第一項	法第十八条第二項
第一条の三第一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認の申請書	通知に係る通知書
第一条の三第一項第一号及び第四項第一号（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	別記第二号様式	別記第四十二号様式
第一条の三第一項第一号ロ及び第四号、同項の表一から表三まで、第四項第一号ロ及びハ並びに第四号並びに第五項第一号（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第一条の三第七項、第九項及び	申請に	通知に

（新設）

第四条の十六第五項	別記第三十五号様式	別記第四十二号の二十二様式
	別記第三十五号の二様式	別記第四十二号の二十三様式